

鳥取県優良防犯施設認定規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定による優良防犯施設の認定（以下「認定」という。）及び同条第2項の規定による取消しに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 認定は、次に掲げる施設について行うものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 共同住宅
- (3) 自動車駐車場及び自転車駐輪場（住宅の附帯設備等として設置されるものを除く。）
- (4) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の店舗

(認定の申請)

第3条 前条各号に掲げる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設について認定の申請をしようとするときは、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認定を申請する施設（以下「申請施設」という。）の所在地を明らかにする図面
- (2) 申請施設を構成する建築物その他の工作物又は物件の配置を明らかにする図面
- (3) 申請施設が次条に規定する基準に適合することを明らかにする図面

(認定)

第4条 知事は、前条第1項の申請書を受領したときは、その職員をして申請施設における防犯のための措置について現地調査を行わせ、それが知事が別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認めるときは、認定を行うものとする。この場合においては、その認定を申請した者に対して様式第2号による認定証を交付するとともに、認定した旨をインターネットの利用その他の方法により公表する。

(変更等の届出)

第5条 認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）を設置し、又は管理する者（以下「施設管理者等」という。）は、第3条第1項の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 施設管理者等は、認定施設を廃止したときは、速やかに、様式第4号による届出書を知事に提出するとともに、認定証を返納しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 知事は、認定を取り消したときは、その旨を、理由を付して施設管理者等に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。この場合において、施設管理者等は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、認定及びその取消しに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第50号)

この規則は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成28年10月14日）

鳥取県優良防犯施設認定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
 申請者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏 名 □
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県優良防犯施設の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

名	称	
所	在 地	
申 請 施 設	敷 地 面 積	
	建 築 面 積	
	構 造	造、地上 階、地下 階
	竣 工 年 月	
	設 置 者	
	管 理 者	
	そ の 他 参 考 事 項	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 申請施設の所在地を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 申請施設を構成する建築物、その他の工作物又は物件の配置を明らかにする図面 <input type="checkbox"/> 認定基準に適合することを明らかにする図面	

鳥取県優良防犯施設認定証

優良防犯施設の名称

優良防犯施設の設置者

優良防犯施設の管理者

上記施設は、鳥取県優良防犯施設認定基準に適合すると認められますので、ここに優良防犯施設と認定します。

年 月 日
職 氏 名 □

様式第3号（第5条関係）

鳥取県優良防犯施設変更届

年 月 日

認 定 番 号
第 号

職 氏 名 様

住 所
届出者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 □
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

優良防犯施設について下記のとおり変更を生じたので、鳥取県優良防犯施設認定規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設名称
- 2 施設所在地
- 3 変更事項
○変更前

○変更後
- 4 変更年月日

※添付書類 変更内容を明らかにする図面

様式第4号（第5条関係）

鳥取県優良防犯施設廃止届

年 月 日

認 定 番 号
第 号

職 氏 名 様

住 所
届出者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

優良防犯施設を下記のとおり廃止したので、鳥取県優良防犯施設認定規則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 認定施設の名称
- 2 廃止理由
- 3 廃止年月日